

第1章 八王子のより良い環境づくりのために

今日の環境問題は、身近な日常生活や通常の事業活動が原因となって生じる河川の水質汚濁や大気汚染などの従来の問題から、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済活動による環境への負荷、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の問題まで拡がり、複雑で多様化しています。



市指定史跡でもある自然豊かな絹の道

水とみどりに恵まれた自然環境を保全し、環境への負荷が少ない循環型社会を形成していくためには、一人ひとりが環境について考え、その保全・回復・創造に積極的に取り組む必要があります。

本市は、環境の世紀と呼ばれる21世紀初頭、平成13年を「環境元年」と位置づけ、環境保全に取り組む基本となる考え方を「環境基本条例」として制定しました。

平成15年度には、このしくみを活かし、市民・事業者の皆さんとの協働作業により「環境基本計画」を策定しました。この計画により、市と市民・事業者の皆さんが共通の目標である望ましい環境像に向かい、八王子のより良い環境づくりを推進していきます。



清流をたたえる醍醐川

1. 環境基本計画の特徴

環境基本計画とは、市民・事業者の自発的な環境保全活動と市の環境施策とを総合的かつ計画的に推進することにより、八王子市の望ましい環境像の実現をめざすものです。市民・事業者の地域における環境保全活動と、これらを踏まえた市の施策を総合化した「5つの重点取り組み」を基本とした具体的な行動計画となっていることが大きな特徴です。

基本理念

一人ひとりが環境について考え、その保全、回復及び創造に積極的に取り組み、環境負荷の少ない、人と自然とが共生できる社会をつくる

望ましい環境像

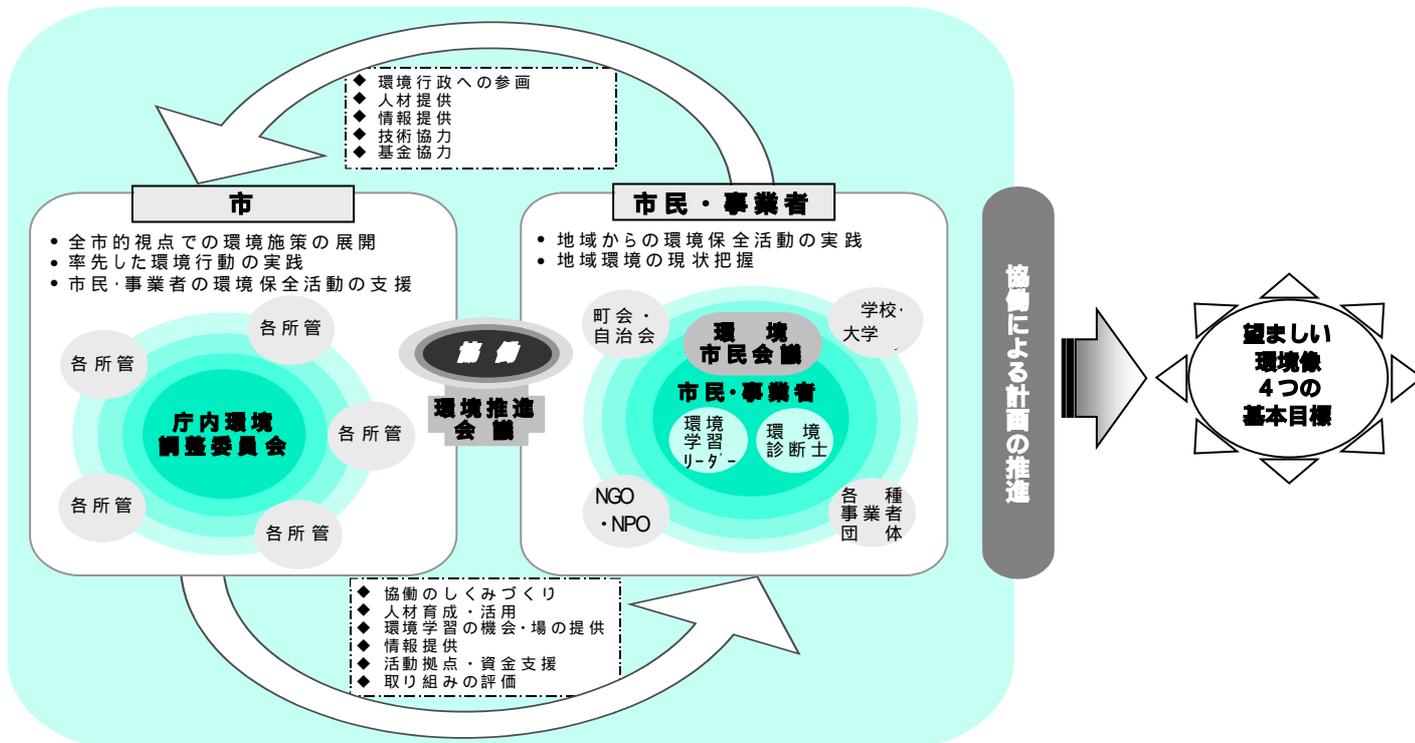
未来へつづく、水とみどりにあふれた健康で心やすらぐまち

環境問題に対する確かな対応～5つの重点取り組み～



2. 環境基本計画の推進

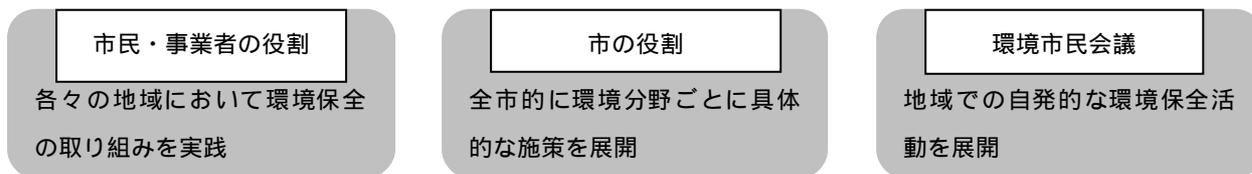
環境基本計画を推進するために、地域の特性を活かした身近な環境保全活動を実践する市民・事業者と、環境分野ごとに全市的な視点から施策を展開する市が、お互いに協働しながら八王子の環境保全に取り組んでいきます。



3. 市民・事業者と市の協働のしくみ

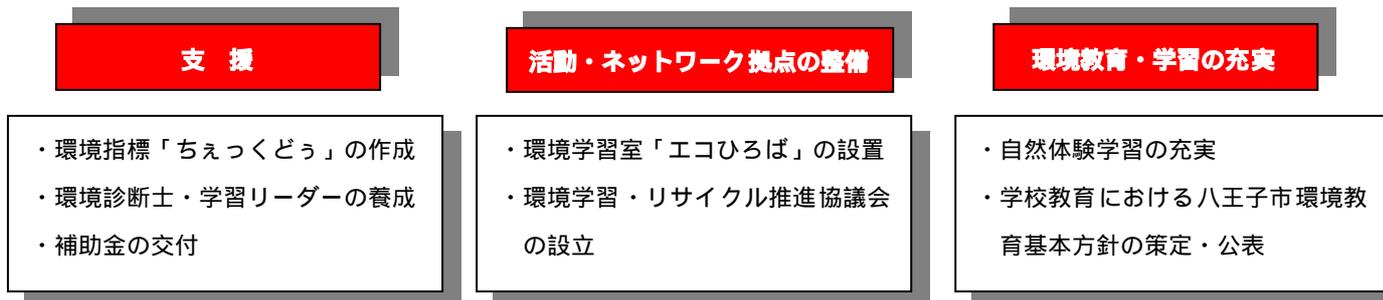
(1) 市民・事業者と市の役割

すべての主体（市民・事業者・市など）が、目指すべき方向は同じであるという共通認識をもち、それぞれの役割に応じて積極的・自発的に環境保全活動に取り組むとともに、協働して推進していくことが重要です。



(2) 地域での環境保全活動の活発化のために

環境市民会議の活動が地域に浸透し、地域での市民・事業者の環境保全活動の活発化を図るため、市は協働のしくみづくり、人材の育成・活用、環境学習の場・機会の提供、情報の提供、活動拠点の整備、資金などの支援を行います。



4. 環境元年（平成13年）からの八王子市の環境行政の歩み

環境元年である平成13年に市民・事業者、市が協働して環境の保全などに取り組む仕組みとして、「環境基本条例」を制定しました。市の組織に関しても、清掃部が従来のごみ処理という組織から、これからはごみ減量、資源・リサイクルが重要との観点から環境部に統合されました。

その一方、身近な地域の環境について考え、自ら自発的・積極的に環境保全活動を行う場である環境市民会議が、市民・事業者の手により14年度に発足し、市もその自発的な活動を支援するため、活動を適切に支援できる人材として、環境学習リーダーを養成するとともに、自ら環境について調べ行動するための環境指標「ちえっくどう」を作成し、この指標を用いる際に、適切な指導・助言ができる人材として、環境診断士の養成も開始しました。

そして、市民・事業者と市が協働で、共通の目標である「未来へつづく、水とみどりにあふれた健康で心やすらぐまち」を目指して、「八王子市環境基本計画」を15年度に策定しました。



16年度には、地球環境問題、循環型社会の形成という観点から、「ごみの有料化・戸別収集・資源物回収拡充」を実施し、半年後には市民の皆様の努力により32.4%のごみ減量が図られました。また、八王子市も一事業者として事務事業の実施による環境負荷の低減など、自ら率先して環境保全に取り組むために、「八王子市役所エコアクションプラン」を策定しました。さらに、市民・事業者が環境に関心を持つきっかけづくりや環境保全活動団体が地域に根ざした活動を展開するための活動拠点として「エコひろば（環境学習室）」を開設しました。

この「エコひろば」の更なる発展と市民のための施設とするために、「環境学習・リサイクル推進協議会」が17年度に設立されました。



また、市街地にある丘陵地の斜面に残る緑地のみどりを市、市民・事業者及び土地所有者が一体となり、後世に残すために「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を制定しました。みどりと密接な関係にある水環境についても水質改善だけでなく、健全な水循環に向けて、雨水浸透施設等の設置補助制度も導入しました。

18年度には、体験型環境教育の充実を図るため、市民による「八王子浅川子どもの水辺協議会」が設立され、地域に根ざした市民活動の展開が図られるとともに、安全で快適な環境づくりのために、喫煙者、非喫煙者の共存をテーマとした「路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。



また、循環型都市の実現に向けて、市民・事業者と市の協働のもと新たな「八王子市ごみ処理基本計画」を策定し、市もエコアクションプランの取り組みをより一層推進するため、自治体向け環境マネジメントシステム「環境自治体スタンダード『LAS-E』」に取り組み、市民と協働で事業活動における環境管理を行うことで、地方自治の本旨である『市民自治』を環境面から実行していきます。

今後も八王子の望ましい環境像実現のため、更なる市民協働のもと施策の推進を図っていきます。